

令和8年度ワンヘルス認証商品販売拡大対策事業 委託業務仕様書

1 委託事業の目的

認証農林水産物の購買層に対する認知度向上と販路拡大のため、県内の大手量販店及び各種イベントにおいて、認証農林水産物コーナーの設置・販売や認証農林水産物フェアを開催する。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月24日まで

3 業務の内容

(1) 県内の大手量販店における常設販売コーナーの設置

- ・県内大手量販店（イオン、ゆめタウン、西鉄ストア等）5店舗の生鮮コーナー等に常設のワンヘルス認証農林水産物コーナーを設置すること。
- ・設置内容については、県、大手量販店、店舗と事前打合せを行うこと。
- ・常設販売コーナーを設置する県内大手量販店は、福岡エリア、北九州エリア、朝倉エリア、京築エリア、筑後エリアそれぞれ1店舗ずつを基本とする。
- ・常設販売コーナーでは、県と協議の上、年間を通して店頭ポップやモニターを手配・設置し、県が作成した食育動画放映等を行い、来店者に認証制度や認証農林水産物の取組が伝わりやすいようなPRをすること。なお、モニター設置は県が指定する1店舗のみを想定。
- ・店頭ポップなどの装飾は、売り場の状況に合わせてサイズを調整・設置をすること。

(2) 県内の大手量販店におけるフェアの開催

- ・県内大手量販店の生鮮コーナー等で、認証農林水産物のフェアを開催すること。
- ・実施期間は3日間を基本とし、10箇所で開催すること。
- ・開催時期は、県、大手量販店と調整し、店舗と事前打合せを行うこと。
- ・フェア開催中は必要に応じて、店頭ポップの制作・設置やモニター等の設置を行い、県が提供する食育動画放映等を行うこと。
- ・現場監督者1名、販売スタッフを2名配置し、認証制度や認証農林水産物の取組をPRすること。
- ・PRとあわせ、消費者に対しワンヘルス認証農林水産物関連のアンケートをタブレット端末で実施し、回答者に対しノベルティを配布すること。
- ・フェア開催にあたり、県と協議の上、フェアに係る売り場の設置、撤去や、認証商品の補充などを行うこと。売り場の設置は1箇所のみ前日、その他は実施期間の初日に行うもの。なお、前日準備を行う1箇所については、県と協議の上決定すること。
- ・フェア開催中は、県と協議の上、試食スタッフを1名配置すること。
- ・大手量販店・仲卸と協議し、販売品目・供給可否・仲卸取引・納品形態について確認を行うこと。
- ・なお、本項に記載の実施内容・実施箇所等は現時点での想定のため、実施にあたって変更が生じた場合は、県と協議の上決定すること。

(3) 各種イベントへの参加

- ・ イベント参加数は計9会場とし、実施エリアは、県内全域とする。
- ・ 販売スタッフによる販売を行う6会場（計9日）では、参加期間中は、現場監督者1名、販売スタッフを2名配置し、県と協議の上、ポップやモニターを設置して県が提供する食育動画放映等で認証制度や認証農林水産物の取組のPRを行うこと。
- ・ 県が指定した販売品目について、認証団体と協議し、供給可否・納品形態・納品タイミング・仕入れ値の確認、販売対応、返品対応を行うこと。
- ・ 販売・PRを行うイベントにおいては、来店者の興味を引き、ブースへの立ち寄りを促進するため、ゲームやSNS投稿キャンペーンなどの集客・体験型企画を提案し、県と協議の上実施すること。
- ・ 販売を行わない3会場（計3日）では、ポップやモニターの設置、撤去を行うこと。
- ・ 県やイベント主催者と協議し、売り場の設置、撤去を行うこと。
- ・ イベント主催者と協議し、イベントにて発生する手数料の支払い等を行うこと。
- ・ なお、本項に記載のイベント参加数、実施時期、実施場所等は現時点での想定のため、実施にあたって変更が生じた場合は、県と協議の上決定すること。

○想定イベント

時期 (日数)	イベント名 (場所)	販売	設置	備考
9月上旬 (1日)	JC FUKUOKA コンファ レンス (未定)	あり	当日	昨年度手数料実績 約3千円(参考)
9月下旬 (2日)	&SAKE (福岡市)	あり	前日	昨年度手数料実績 約5万円 (参考)
10月10日 (1日)	ツールド九州 (未定)	あり	当日	
10月下旬 (1日)	食育・地産地消キック オフイベント (福岡市)	なし (認証 団体が販売)	当日	ブースの装飾・撤去 のみ
11月上旬 (2日)	福岡県農林水産まつり (福岡市)	ありの予定	当日	
11月上旬 (1日)	ワンヘルスアクション (福岡市)	なし (認証 団体が販売)	当日	ブースの装飾・撤去 のみ
11月下旬 (1日)	ふれあいフェスタ (久留米市)	あり	当日	
11月下旬 (2日)	スポーツイベント (福岡市)	あり	当日	場所代あり (金額未定)
11月下旬 (1日)	ワンヘルスアクション (筑後市)	なし (認証 団体が販売)	当日	ブースの装飾・撤去 のみ

(4) 上記フェア・イベントに関連する制作物の制作

- ・ 3 (2) のフェアの際に実施するアンケートフォームの作成及びアンケートの集計を行うこと。アンケートは、タブレット端末で簡単に行うことができるようにウェブ形式とし、質問項目は県と協議の上決定すること。なお、集計結果はグラフにし、年度末に実施報告書と併せて報告すること。タブレット端末は受注者が用意するもの。
- ・ 3 (2) のアンケート回答者に配布するノベルティを制作すること。ノベルティは一般的なものとし、ワンヘルス認証マークを印字すること。なお、ノベルティは数量合計 2,000 個とし、100 万円以内 (税抜) で制作すること。配布して喜ばれる品物・デザインについて、県に提案し、協議の上制作すること。
- ・ 消費者に向け、認証商品の取組内容を分かりやすく紹介するためのポップのデザインを県に提案、協議の上制作すること (A4、カラー印刷、ラミネート加工、合計 300 枚)。取組内容については、福岡県ワンヘルス認証制度の「取組事項チェック票」に記載の事項を参考とすること。
- ・ 腰幕、のぼり、スタッフのユニフォーム等は県所有のものを使用すること。
- ・ その他PRに必要なものがあれば県と協議の上、制作すること。

①常設イメージ



②フェアイメージ



③イベントイメージ



④ノベルティイメージ



⑤ポップイメージ



4 業務実施上の条件

- (1) 業務の執行にあたり、県及び関係機関との連携を密にして遂行すること。
- (2) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又他の目的に使用しないこと。
- (3) 制作にあたって利用する著作権や肖像権等の権利関係は、受注者において予算内で処理すること。
- (4) 受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任および費用負担は、受注者が負うこと。
- (5) 本業務において作成したデータやイラスト、文書等の著作権は、全て県に帰属すること。
- (6) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、謝金、保険料等）の一切を含む。
- (7) 受注者は契約後、速やかに業務終了までの工程表を作成し、提出すること。
- (8) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるため、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、または軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、県と受注者の双方で別途協議を行うこと。